

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件	三三九
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	三三〇
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	三三〇
○地籍調査の結果について認証した件二件	三三〇
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件	三三〇
○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件	三三〇
○道路の区域を変更する件二件	三三三
○道路の供用を開始する件二件	三三三
○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件	三三三
公 告	
○随意契約の相手方を決定した件	三三三
○落札者を決定した件	三三三
福島県教育委員会教育長	
○公金の収納の事務を委託した件	三三四
福島県選挙管理委員会	
○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	三三四

告 示

福島県告示第四百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年六月八日から同年十月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び檜葉町新産業創造室に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年六月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ここなら笑店街 福島県双葉郡檜葉町大字北田字中満二五六番地
- 二 変更した事項
 - 1 大規模小売店舗の名称
 （変更前） 檜葉商業ゾーン施設計画
 （変更後） ここなら笑店街
 - 2 大規模小売店舗の所在地
 （変更前） 福島県双葉郡檜葉町大字北田字中満地内
 （変更後） 福島県双葉郡檜葉町大字北田字中満二五六番地
- 三 変更した年月日
 1 大規模小売店舗の名称 平成二十九年十二月二十二日
 2 大規模小売店舗の所在地 平成三十年二月二十一日
- 四 届出年月日
 平成三十年五月二十二日
- 五 届出をした者
 檜葉町

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により第六條第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年六月八日から同年七月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年六月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 郡山駅東ショッピングセンター 福島県郡山市向河原町一六三番一ほか
- 二 法第八條第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
 意見なし。
- 三 法第八條第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百九十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年六月八日から同年七月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津坂下町産業課商工観光班に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年六月八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

C O O P B E S T A ばんげ 福島県河沼郡会津坂下町字館ノ下三三九番地

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百九十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成三十年六月八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 調査を行った者の名称

会津若松市

二 成果の名称

会津若松市湊町大字共和の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第四百九十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、いわき市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成三十年六月八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 調査を行った者の名称

いわき市

二 成果の名称

いわき市遠野町大平の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第四百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を猪苗代町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年六月八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

耶麻郡猪苗代町猪苗代地区財産区

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(平成三十年福島県告示第四百八号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第四百九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年六月八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

独立行政法人緑資源機構

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(平成三十年福島県告示第四百十三号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

と。

福島県告示第四百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年六月八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

原米喜

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第八百九十号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年六月八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

夏井忠兵衛 小沢千代吉 夏井宗八

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第八百九十四号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成三十年六月八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年六月八日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道広野 小高線	双葉郡大熊町大字夫沢 字長者原一四五番一 地先から 同 郡同 町大字夫沢 字長者原一四五番一 地先まで	変更前	一七・七〇 二〇・八	一〇・五
		変更後	一七・七〇 三三・〇	一〇・五

（道路計画課）

福島県告示第五百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成三十年六月八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年六月八日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道小名 浜四倉線	いわき市平豊間字榎町 二〇〇番三地先から 同 市平豊間字番下 作二三八番一地先まで	変更前	一五・二〇 四七・八	四三九・〇
		変更後	一一・六〇 四二・九	四三九・〇

（道路計画課）

福島県告示第五百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成三十年六月八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年六月八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小名 浜四倉線	いわき市平豊間字兔渡 路二八六番一地从先 同 市平豊間字兔渡 路二二五番四地先まで	変更前 変更後	一一・〇〇 一一・〇〇 一一・〇〇	一三三三・〇〇 一三三三・〇〇 一三三三・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第五百三三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成三十年六月八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年六月八日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小名浜四倉線	いわき市平豊間字兔渡路二二三番一 地先から 同 市平豊間字兔渡路八四番三 地先まで	平成三〇年六月八日

(道路計画課)

福島県告示第五百四四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成三十年六月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月八日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小名浜四倉線	いわき市平豊間字榎町二〇〇番三 地先から 同 市平豊間字番下作二三八番 一地从先まで	平成三〇年六月八日

(道路計画課)

福島県告示第五百五五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十年五月二十九日次のとおり指定した。
平成三十年六月八日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

売りさばき所の名称
及び所在地

片桐 一利 福島市西中央五丁 平成三〇年五月三〇日から
目五七番地一 平成三五年三月三十一日まで

福島市西中央五丁
目五七番地一

福島市西中央五丁
目五七番地一

福島市太田町二二四
番四

(出納総務課)

公 告

公告第138号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける平成30年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年6月8日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成30年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部市町村総室市町村行政課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額
45,466,552円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（市町村行政課）

公告第139号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年6月8日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
F R Pアワビ飼育水槽 40基
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成30年5月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社カイスイマレン 富山県高岡市吉久一丁目2番48号
- 5 落札金額
24,354,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年3月27日

（入札用度課）

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を平成三十年四月一日次のとおり委託した。

平成三十年六月八日

福島県立美術館長 早川 博明

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県立美術館観覧料及び図録等売払代金収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
1 名称 株式会社東北装美
- 2 所在地 福島県郡山市並木三丁目五番地の三
- 三 収納の事務を委託する期間
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

(総務課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十一条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成三十年六月一日現在において、次のとおりである。

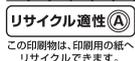
平成三十年六月八日

福島県選挙管理委員会

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、三七五
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三〇二、三四一
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

委員長 遠藤 俊博

選挙区	選挙区	選挙区
福島市	田村市田村郡	一八、六七八
会津若松市	南相馬市相馬郡飯館村	一九、三四一
郡山市	伊達市伊達郡	二七、七九二
いわき市	本宮市安達郡	一〇、八七六
白河市西白河郡	南会津郡	七、七八四
須賀川市岩瀬郡	河沼郡	六、四七四
喜多方市耶麻郡	大沼郡	七、五五八
相馬市相馬郡新地町	東白川郡	九、一八三
二本松市	石川郡	一一、四七七
	双葉郡	一八、二七四



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行所 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷